

第二期帯広市地域福祉計画（骨子案）

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の目的

地域福祉推進の基本理念や基本目標、基本的視点を明らかにするとともに、行政・市民・関係団体などの連携による地域の支え合いによって、市民が地域の中で、自立した生活を送ることができる社会の構築を目的として策定します。

(2) 計画の範囲

本計画は、すべての世代を対象とし、保健・福祉・医療などの分野を範囲とします。

(3) 計画の期間

計画の期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とし、保健・福祉・医療の情勢などの変化に応じて、また、国及び道の関連する他の計画と整合を図るために、必要な見直しを行います。

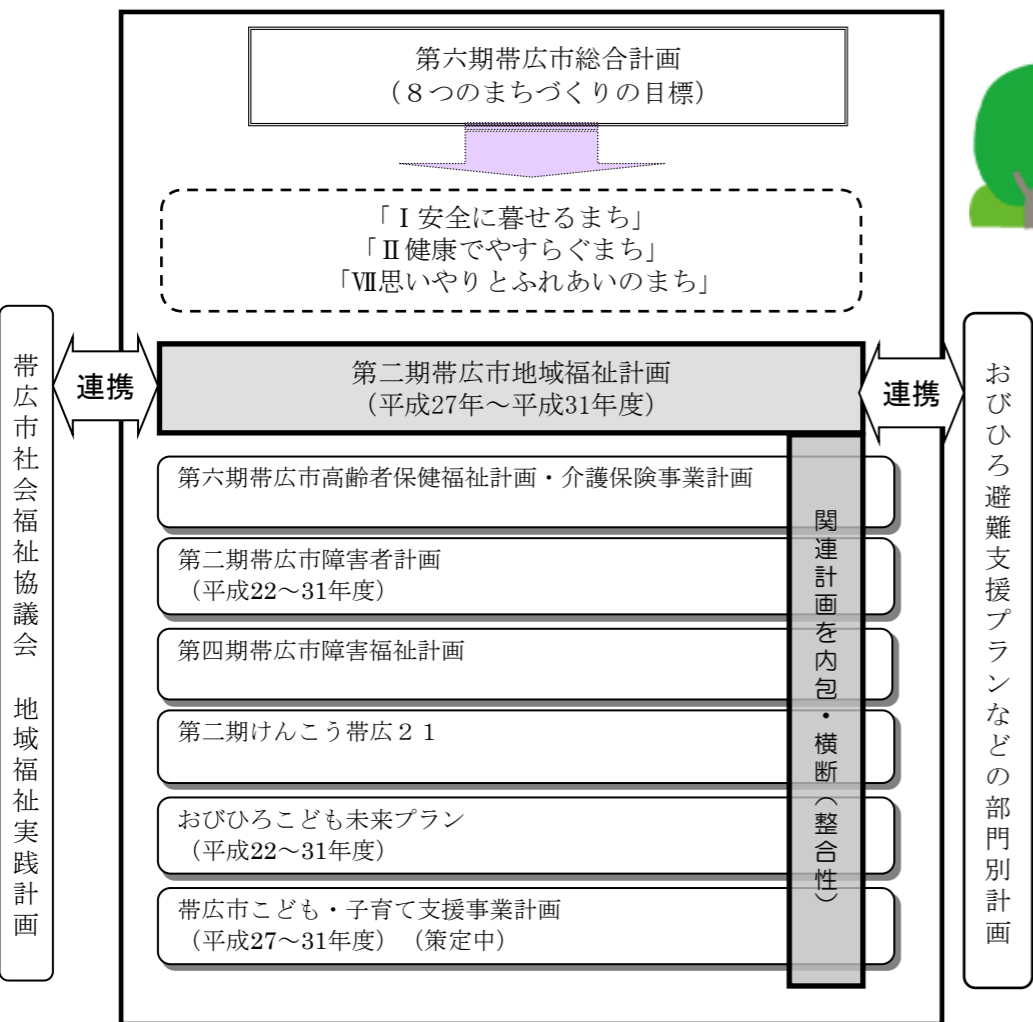
2 計画の位置付け

(1) 位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定の基づくものであり、「第六期帯広市総合計画」の分野別計画として、保健・福祉・医療の理念や施策の方向性を示す計画です。

さらに、高齢者福祉、障害福祉、子育て支援、健康づくりの各分野の地域福祉に関する施策を横断的に展開する計画です。

保健福祉各分野別計画との関係を図に示すと、次のようになります。



3 計画の基本理念

少子高齢化や核家族化などが進む中、アンケート調査や意見交換会においては、家族の介護負担の軽減や特養ホーム等の建設の促進、ひとり暮らしの高齢者への支援をはじめ認知症高齢者、判断能力が低下した場合への支援などが必要との声が多く、行政がそうしたニーズを的確に捉え適正なサービスを提供するとともに、市民が相互に協力し、支え合いながら健康でいきがいをもって生活できる地域社会の構築が求められています。

こうしたことから、

『市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援』

を基本理念として定め、地域の人々と行政や保健福祉関係者がお互いに連携・協力し、地域で自立して生

4 計画の基本目標

基本理念の実現のために、計画の基本目標を次のとおり定めます。

『子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた家庭や地域の中で、共に支え合い、安心して、生き生きと暮らすことができるまちづくり』

5 施策の体系

計画の基本理念を踏まえ、基本目標を実現するために、4つの基本的視点と10の施策の基本方向に沿って施策を展開します。

《施策の体系》

